

福山市インターンシップ関連経費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福山市内に就業場所となる事務所等を開設している中小企業者等（以下「事業者」という。）が高校、大学、大学院、大学校、短期大学、専修学校等（以下「大学等」という。）の学生に対して実施するインターンシップの構築等に要した経費に関して、予算の範囲内においてその一部を補助することにより、福山市内企業におけるインターンシップによる人材確保を普及・促進し、地域経済の活性化を図るため、福山市インターンシップ関連経費補助金の交付について、福山市補助金等交付規則（昭和41年規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「中小企業者等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者及び中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第2号の規定に該当する者をいう。ただし、日本標準産業分類に規定される農業・林業・漁業は除く。

イ 特定非営利活動法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人に該当する者をいう。

ウ 公益法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人、並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益社団法人及び公益財団法人に該当する者をいう。

エ 医療法人 医療法（昭和23年法律205号）に規定する医療法人に該当する者をいう。

オ 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉法人に該当する者をいう。

カ 協同組合等 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第7号及び同法別表第3に規定する協同組合等に該当する者をいう。

キ 保育所・幼稚園・認定こども園等運営事業者 私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定する学校法人、宗教法人法（昭和26年法律第126号）に規定する宗教法人のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する地域型保育事業又は子ども・子育て支援法第7

条第10項第4号から第8号までに規定する子ども・子育て支援施設等に該当する者をいう。

- (2) 「大企業」とは、中小企業者等以外の者で、事業を営む者をいう。
- (3) 「みなし大企業」とは、次の者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 「事業所等」とは、本社、支社、営業所、工場など、事業活動が行われている場所をいう。
- (5) 「インターンシップ」とは、大学等の学生や就職希望者を対象に事業者の事業所等において行う就業体験をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、みなし大企業は除く。

- (1) 福山市内に本社又は事業所を有すること。
- (2) 代表者及び従業員等が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項及び第5項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- (4) 補助金の交付申請書の提出日の時点で倒産（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第35条第1項第1号に規定する倒産をいう。）している事業者（再生手続開始の申立て（民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てをいう。）又は更生手続開始の申立て（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立てをいう。）を行った事業者であって、事業活動を継続する見込みがある者を除く。）でないこと。
- (5) 補助金の申請等に係る事務について、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則って個人情報を取り扱うこと。
- (6) 福山市に納付すべき市税の滞納がなく、市税の納付状況を調査されることについて同意すること。

- (7) 福山市の「グリーンな企業チャレンジ宣言」を申請し、申請状況について調査されることについて同意すること。
- (8) 福山市の「キャリア教育促進のための企業情報一覧」に登録している又は、登録の申込を行っていること。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、事業者が実施するインターンシップの構築費等に要する経費とする。

- 2 前項におけるインターンシップとは、大学等の学生に対して、市内の事業所等において、インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方（平成9年9月18日文科科学省・厚生労働省・経済産業省合意文書。最終改正令和4年6月13日）で規定されたタイプ3及びタイプ4の条件に合致した就業体験（以下「3省合意インターンシップ」という。）とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、それぞれ次に掲げる経費とする。ただし、経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除くものとする。

- (1) 3省合意インターンシップにおけるコンテンツを構築するための外注費用
 - (2) 3省合意インターンシップ実施に伴う採用コンサルタントへの相談に係る費用
 - (3) 3省合意インターンシップにおいて使用する教材等の備品購入費用
 - (4) 3省合意インターンシップにおいて発生する貸与物品等の整備費用
 - (5) 勤務日が計10日間以上かつ有償の3省合意インターンシップ実施の際に参加者に支払った給与
- 2 前項の補助対象経費のうち、他に国・県等の公的補助を受けているものを除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1（1,000円未満は切り捨て）とし、1事業者につき150,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、市長が別途定める期間内において、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 福山市インターンシップ関連経費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 福山市インターンシップ関連経費補助金事業計画書（様式第2号）
- (3) 福山市インターンシップ関連経費補助金収支予算書（様式第3号）
- (4) 福山市インターンシップ関連経費補助金誓約書兼同意書（様式第4号）
- (5) 直近3か月以内の商業・法人登記簿謄本の写し（法人の場合）
- (6) 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人事業主の場合）

- (7) 計上経費に関連する証拠書類（見積書の写し等）
- (8) その他市長が必要と認めた書類

（補助金の審査）

- 第8条 市長は、前条第1号の申請書を受理したときは、その申請事業の適否について補助金に係る審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴くものとする。
- 2 審査会は、前条の申請書に係る事業計画について、十分な効果が見込めるかどうかを審査し、市長に意見を提出するものとする。
 - 3 前項の審査のための基準は、市長が別に定める。

（補助金の交付決定）

- 第9条 市長は、前条第2項の規定による意見を勘案し、補助金の交付の適否を決定し、適当と認めた場合は予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、速やかに福山市インターンシップ関連経費補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

（事業計画の変更）

- 第10条 前条第1項の規定による補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助決定事業者」という。）は、申請書等（必要書類を含む。）に記載された事項を変更しようとするときは、あらかじめ「福山市インターンシップ関連経費補助金事業計画変更・取下げ承認申請書（様式第6号）」に「福山市インターンシップ関連経費補助金収支予算書（様式第3号）」を添付して市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、補助金の額及び事業内容の変更がなく、かつ補助対象経費の20パーセント以内で増減する場合は、この限りではない。
- 2 前項の承認により、補助対象経費の減額が必要となった場合、市長は既に決定した補助金の額を減額することができる。
 - 3 第1項の承認により補助対象経費が増額となった場合、補助金の額は当初交付決定額を上限とする。
 - 4 市長は、第1項の規定により補助金の事業費及び補助金交付額を変更したときは、「福山市インターンシップ関連経費補助金事業計画変更・取下げ承認書（様式第7号）」によりその旨を補助決定事業者に通知するものとする。

（事業の取下げ）

- 第11条 補助事業者は、事業を取り下げようとするときは、あらかじめ、「福山市インターンシップ関連経費補助金事業計画変更・取下げ承認申請書（様式第6号）」を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の事業の取下げを承認するときは、「福山市インターンシップ関連経費補助金事業計画変更・取下げ承認書（様式第7号）」によりそ

の旨を補助決定事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第12条 市長は、補助対象者に対し、随時補助事業の遂行状況の報告を求めることができるものとする。

(実績報告)

第13条 補助決定事業者は、次に定める書類を、補助事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 福山市インターンシップ関連経費補助金事業実績報告書(様式第8号)
- (2) 福山市インターンシップ関連経費補助金収支決算書(様式第9号)
- (3) 経費明細書(様式問わず。補助対象経費の詳細がわかるもの。領収書の写し等)
- (4) 福山市インターンシップ関連経費補助金事業状況報告書(様式第10号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定と交付)

第14条 市長は、前条第1号の報告書を受領したときは、これを審査及び必要に応じて実地調査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「福山市インターンシップ関連経費補助金交付額確定通知書(様式第11号)」により、補助決定事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第15条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金を支払うものとする。

- 2 補助決定事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、請求書により市長に請求しなければならない。

(補助金交付決定の取消し等)

第16条 市長は、補助金の補助決定事業者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定による取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補助金の返還)

第17条 補助金の交付を受けた者は、前条による取消しの通知を受けたときは、速

やかに補助金を返還しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、その財産が耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2に定める耐用年数をいう。）を経過し、又は市長の承認を受けた場合には、この限りではない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(帳票)

第19条 第7条に定める福山市インターンシップ関連経費補助金交付申請書その他この要綱に定める帳票は、市長が別に定める様式による。

(補助金に関する書類の保管)

第20条 補助金の事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

(本事業の評価等)

第21条 市長は、本事業について検証及び評価を行うため、補助金交付先の中小企業者等に対して必要に応じて確認等を行うものとし、補助金の交付を受けた者はこれに協力しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2025年（令和7年）5月22日から施行し、同年4月1日以後に行う第4条及び第10条に規定する事業について適用する。

附 則

この要綱は、2026年（令和8年）4月1日から施行する。